

広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九十三号

広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県ふぐの処理等に関する条例（令和三年広島県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(販売の禁止の適用除外)

第三条 条例第三条ただし書の規則で定める者は、ふぐの卸売業者とする。

(免許を与える者)

第四条 条例第五条第一項第二号の規則で定める者は、他の都道府県知事等から免許等を受けている者であつて、ふぐ処理に必要な知識、技術等をふぐ処理者試験に合格した者と同等以上に有すると知事が認めるものとする。

2 条例第五条第一項第三号の規則で定める者は、他の都道府県知事等が行うふぐ処理に関する試験に合格した者であつて、ふぐ処理に必要な知識、技術等をふぐ処理者試験に合格した者と同等以上に有すると知事が認めるものとする。

(免許の申請手続)

第五条 条例第五条第二項の規定による免許の申請は、別記様式第一号によるふぐ処理者免許申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 条例第五条第一項第一号に該当する者 　ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類

ロ 条例第五条第一項第二号に該当する者 　他の都道府県知事等から交付されたふぐ処理に関する免許証等の写し

ハ 条例第五条第一項第三号に該当する者 　他の都道府県知事等が行うふぐ処理に関する試験に合格したことを証する書類

二 住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

三 第九条各号に該当しないこと及び麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
（ふぐ処理者名簿）

第六条 条例第五条第三項のふぐ処理者名簿は、別記様式第二号によるものとする。

(免許証の様式)

第七条 条例第五条第四項の免許証は、別記様式第三号によるものとする。

(申請事項の変更の届出)

第八条 条例第五条第五項の規則で定める申請事項は、ふぐ処理者の住所とする。

2 条例第五条第五項の規定による届出は、別記様式第四号によるふぐ処理者申請事項変更届出書に当該届出の原因たる事実を証する書類を添えてしなければならない。

(ふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者)

第九条 条例第七条第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐ処理ができない者

(障害を補う手段等の考慮)

第十条 知事は、免許の申請を行った者が前条に規定する者と認める場合において、その者に免許を与えるかどうかの決定をするときは、その者が現に利用している障害を補う手段又はその者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(書換え交付申請)

第十一条 条例第八条第二項の申請書は、別記様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書には、免許証のほか申請の原因たる事実を証する書類を添えなければならない。

(再交付申請)

第十二条 条例第九条第二項の申請書は、別記様式第六号によるものとする。

(返納の届出)

第十三条 条例第九条第四項又は第十条第一項から第三項までの規定により免許証を返納しようとする者は、別記様式第七号によるふぐ処理者免許証返納届出書に当該免許証を添えてしなければならない。

2 条例第十条第三項の規則で定めるときは、ふぐ処理者がふぐ処理を行わないこととしたときとする。

(ふぐ処理者試験の科目)

第十四条 条例第十三条に規定するふぐ処理者試験の科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

イ 水産食品の衛生に関する知識

ロ ふぐに関する一般知識

二 実技試験 ふぐの処理

(ふぐ処理者試験の公告)

第十五条 知事は、条例第十三条の規定によりふぐ処理者試験を行おうとするときは、ふ

ぐ処理者試験の日時、場所、受験願書の提出期限その他試験の実施に関して必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験の手続)

第十六条 ふう処理者試験を受けようとする者は、別記様式第八号によるふう処理者試験受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 写真（出願前六月以内に撮影された縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に氏名を記入したものである。）

二 条例第十四条に該当する者又は条例附則第四項に規定する者であることを証する書類

2 知事は、前項のふう処理者試験受験願書の受付をしたときは、当該ふう処理者試験受験願書を提出した者に対して、受験票を交付する。

(合格証書)

第十七条 知事は、ふう処理者試験に合格した者に対して、別記様式第九号によるふう処理者試験合格証書を交付する。

(試験委員)

第十八条 ふう処理者試験の実施に関する事務を行わせるため、広島県ふう処理者試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、ふう処理に関する専門の知識及び技能を有する者、関係市の職員並びに県の職員のうちから試験の都度知事が委嘱し、又は任命する。

(ふう処理施設の登録手続)

第十九条 条例第十六条第一項の規定による申請は、別記様式第十号によるふう処理施設登録申請書に当該施設でふう処理を行うふう処理者の免許証の写しを添えてしなければならない。

2 条例第十六条第三項の登録証は、別記様式第十一号によるものとする。
(ふう処理施設に係る申請事項の変更等)

第二十条 条例第十六条第四項の規則で定める申請事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる事項とする。

区 分	事 項
申請をしなければならないもの	一 ふう処理施設の名称、屋号又は商号 二 ふう処理業者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）
届出をしなければならないもの	一 ふう処理業者の住所（法人の場合にあっては、その所在地） 二 ふう処理者 三 ふう処理等の内容

2 条例第十六条第四項の規定による申請事項の変更の申請又は届出は、別記様式第十二号に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてしなければならない。

一 前項の表申請をしなければならないものの項に定める事項の変更 登録証

二 前項の表届出をしなければならないものの項の二に定める事項の変更 変更後のふぐ処理者の免許証の写し

3 条例第十六条第六項の規定による申請は、別記様式第十三号によるものとする。この場合において、登録証を破り、又は汚したふぐ処理業者が申請をするときは、当該登録証を添えてしなければならない。

4 条例第十六条第七項の規定による届出は、別記様式第十四号によるものとする。
(身分証明書)

第二十一条 条例第十七条第二項に規定する身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府・厚生労働省令第7号）第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

(書類の經由)

第二十二条 条例及びこの規則による書類の提出は、次により行わなければならない。

一 条例第十六条に規定するふぐ処理施設に関する書類は、当該施設の所在地を管轄する保健所の長を經由しなければならない。

二 前号に規定するもののほか、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、申請者又は届出者の業務地（業務地がないときは、住所地）を管轄する保健所の長を經由しなければならない。ただし、広島市、呉市、福山市又は県外に住所を有する者が提出する書類については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(既存ふぐ処理者の免許の特例)

2 条例附則第二項の規則で定める者は、条例の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 広島県、広島市、呉市又は福山市が行い、又は指定したふぐ処理者講習会を修了している者

二 他の都道府県知事等からふぐ処理に関する免許等を受けて既存ふぐ処理施設又は現に業としてふぐ処理を行っている施設であつて、広島市長、呉市長又は福山市長から届出済証等を交付されている施設で業としてふぐ処理に従事している者

3 既存ふぐ処理者が条例附則第三項の規定により免許の交付を申請するときは、第五条第一号の書類に代えて、既存ふぐ処理者であることを確認できる書類を添付することができる。

(ふぐ処理者試験の受験資格の特例)

4 条例附則第四項の規則で定めるところにより国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾哑学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を修了した者又は第三号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事においてふぐ処理者試験の受験に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認定した者
（既存ふぐ処理施設の登録の特例）
- 5 条例附則第五項の規則で定める施設は、現に業としてふぐ処理を行っている施設であつて、知事に届出を行い、届出済証を交付されている施設とする。
- 6 第十九条第一項のふぐ処理者又は第二十条第二項第二号の変更後のふぐ処理者が既存ふぐ処理者である場合は、当該ふぐ処理者の免許証の写しに代えて、既存ふぐ処理者であることを確認できる書類を添付しなければならない。

(別記)

様式第1号 (第5条関係)

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

ふぐ処理者の免許を受けたいので、次のとおり申請します。

免許取得要件 ※年月日及び番号は、合格証書等又は免許証等に記載されているものを記入すること。	1 広島県ふぐ処理者試験に合格した者 (年 月 日合格 第 号) 2 他の都道府県知事等から免許等を受けている者 (自治体名 : 免許番号等 : 年 月 日 第 号) 3 他の都道府県知事等が行う試験に合格した者 (自治体名 : 合格番号等 : 年 月 日合格 第 号) 4 既存ふぐ処理者
免許等の取消処分を受けたことの有無	1 有 (自治体名 : 処分年月日 : 年 月 日 処分の理由 :) 2 無
旧姓又は通称名の併記の希望の有無	1 有 (旧 姓 (ふりがな) : 通称名 (ふりがな) :) 2 無

添付書類

- 次のいずれかに該当する書類
 - ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類
 - 他の都道府県知事等から交付されたふぐ処理に関する免許証等の写し
 - 他の都道府県知事等が行うふぐ処理に関する試験に合格したことを証する書類
 - 既存ふぐ処理者であることを確認できる書類
 - 住民票の写し (通称名の併記を希望する場合は、通称名が記載されていること。) (出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
 - 広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則第9条各号に該当しないこと及び麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
 - 旧姓の併記を希望する場合であつて、住民票の写しに旧姓の記載がない場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本
 - その他知事が必要と認める書類
- 注 1 広島市長、呉市長又は福山市長の免許等を受けている場合は、広島県ふぐの処理等に関する条例第18条第1項第1号に規定する免許の申請に係る手数料は不要となる。この場合は、添付書類1(2)の書類として、当該免許証等の写しを添付すること。
2 該当する番号を○で囲み、詳細を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第6条関係）

ふぐ処理者名簿

免許番号	免許年月日	住所	(ふりがな) 氏名	生年月日	免許の取消し等に関する事項	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号（第7条関係）

ふぐ処理者免許証

氏名

年 月 日生

広島県ふぐの処理等に関する条例（令和3年広島県条例第30号）
によりふぐ処理者の免許を与える。

よって、この証を交付する。

年 月 日

広島県知事



ふぐ処理者免許番号第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第8条関係）

ふぐ処理者申請事項変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

ふぐ処理者免許の申請事項に変更があったので、広島県ふぐの処理等に関する条例第5条第5項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

免 許 年 月 日	年 月 日	
免 許 番 号	第	号
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

届出の原因たる事実を証する書類（住民票の写し又は戸籍の附票の写し）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号（第11条関係）

ふぐ処理者免許証書換え交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者

郵便番号
住 所

(ふりがな)
氏 名

電話番号

広島県ふぐの処理等に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり免許証の書換え交付を申請します。

免 許 年 月 日	年 月 日	
免 許 番 号	第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
旧姓又は通称名の併記の希望の有無	1 有 〔旧 姓（ふりがな）： 通称名（ふりがな）：〕 2 無	

添付書類

- 1 ふぐ処理者免許証
- 2 次のいずれかに該当する申請の原因たる事実を証する書類

ア 変更前後の内容が確認できる住民票の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本

イ 氏名の変更について、既に広島市長、呉市長又は福山市長から交付された免許証等の書換え交付を受けている場合は、当該書換え交付を受けた免許証等

注 氏名の変更について、既に広島市長、呉市長又は福山市長から交付された免許証等の書換え交付を受けている場合は、広島県ふぐの処理等に関する条例第18条第1項第2号に規定する免許証の書換え交付の申請に係る手数料は不要となる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第6号（第12条関係）

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者

郵便番号
住 所

(ふりがな)
氏 名

電話番号

広島県ふぐの処理等に関する条例第9条第2項の規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

生 年 月 日	年 月 日生
免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 番 号	第 号
再交付申請の理由 (該当するものを ○で囲むこと。)	破損 ・ 汚損 ・ 紛失

添付書類

ふぐ処理者免許証（紛失した場合を除く。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号（第13条関係）

ふぐ処理者免許証返納届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

ふぐ処理者との続柄

次のとおり、免許証を返納します。

免許年月日	年 月 日
免許番号	第 号
ふぐ処理者氏名	
返納理由が生じた年月日	年 月 日
返納の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したため 2 広島県ふぐの処理等に関する条例第11条の規定により免許を取り消されたため 3 ふぐ処理者が死亡したため 4 ふぐ処理者が失踪の宣告を受けたため 5 その他 ()

添付書類

ふぐ処理者免許証

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号（第16条関係）

ふぐ処理者試験受験願書

年 月 日

広島県知事 様

受験者

郵便番号
住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

広島県ふぐの処理等に関する条例第13条の規定によるふぐ処理者試験を受けたいので、関係書類を提出します。

添付書類

学校教育法第57条に規定する者又は条例附則第4項に規定する者であることを証する書類

----- (切り離さないこと。) -----

写真を貼る欄

(年 月撮影)

受験番号	※
氏 名	
生年月日	年 月 日

- 注1 縦4.5cm×横3.5cm
2 出願前6か月以内に撮影した、無帽・正面・上半身のもの。
3 写真裏面に氏名を記載すること。
4 ※印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号（第17条関係）

第 号

合 格 証 書

氏 名

年 月 日生

年 月 日に実施したふぐ処理者試験に合格したことを証します。

年 月 日

広島県知事



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第10号（第19条関係）

ふぐ処理施設登録申請書				
広島県知事 様		年 月 日		
申請者		郵便番号		
		住 所		
		(ふりがな)		
		氏 名		
		電話番号		
(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者氏名)				
ふぐの処理を行いたいので、広島県ふぐの処理等に関する条例第16条第1項の規定により申請します。				
ふぐ処理業者の氏名又は名称				
ふぐ処理業者の住所又は所在地				
ふぐ処理施設所在地				
ふぐ処理施設の名称、屋号又は商号				
営業許可の種類				
ふぐ処理開始年月日		年 月 日		
ふぐ 処理者	氏 名	免 許 番 号	氏 名	免 許 番 号

ふぐ処理等の内容

ふぐの種類		処 理 量	kg/日
販売、調理の形態	みがきふぐ、刺身、ふぐ乾製品、その他（ ）		
廃棄物保管設備	金属製、合成樹脂製、コンクリート製、その他（ ）		
表 示 事 項	裏面に貼付		

確認年月日	※	確認者	※
-------	---	-----	---

添付書類

ふぐ処理者免許証の写し

- 備考
- 1 該当するものを○で囲むこと。
 - 2 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

ふぐ処理施設登録証

下記の施設において、広島県ふぐの処理等に関する条例第16条第1項の規定によるふぐ処理施設の登録がされていることを証します。

ふぐ処理施設の 名称、屋号又は商号	
ふぐ処理施設の 所在地	
ふぐ処理業者の 氏名又は名称	
営業許可の種類	

年 月 日

広島県知事 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第12号（第20条関係）

登録証書換え申請書
ふぐ処理施設
申請事項変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所

(ふりがな)
氏 名
電話番号

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者氏名)

次のとおり申請事項に変更があったので、広島県ふぐの処理等に関する条例第16条第4項の規定により 登録証の書換えを申請します。
届け出ます。

ふぐ処理施設の 名称, 屋号又は商号			
ふぐ処理施設 の 所 在 地			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変更の 内容		変更前	変更後
	申請すべき事項 (1 ふぐ処理施設の 名称, 屋号又は 商号 2 ふぐ処理業者の 氏名又は名称)		
	届出をすべき事項 (1 ふぐ処理業者の 住所又は所在地 2 ふぐ処理者 3 ふぐ処理等の内 容)		

添付書類

- 1 ふぐ処理施設登録証（ふぐ処理施設登録証書換え申請の場合）
- 2 ふぐ処理者免許証の写し（ふぐ処理者の変更届出の場合）

備考 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第13号（第20条関係）

ふぐ処理施設登録証再交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者

郵便番号
住 所

(ふりがな)
氏 名

電話番号
(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者氏名)

広島県ふぐの処理等に関する条例第16条第6項の規定による登録証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

ふぐ処理施設の 名称、屋号又は商号	
ふぐ処理施設の 所 在 地	
登 録 年 月 日	年 月 日
再交付申請の理由 (該当するものを○ で囲むこと。)	破損 ・ 汚損 ・ 紛失

添付書類

ふぐ処理施設登録証（紛失した場合を除く。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第14号（第20条関係）

ふぐ処理施設廃止届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者氏名)

次のとおりふぐ処理を行わなくなったので、広島県ふぐの処理等に関する条例第16条第7項の規定により届け出ます。

ふぐ処理施設の 名称, 屋号又は商号	
ふぐ処理施設の 所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
ふぐ処理者氏名	

添付書類

ふぐ処理施設登録証

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。